第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第３３３号
大津市丸の内町４番45号　ベルドールＺＥＺＥ203
債務者　木村　幸江
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
大津市本丸町６番19―303号
債務者　北村　祐子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０６号
福岡市博多区板付４丁目12番５―102号
債務者　山崎　光洋
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６２２号
福岡市中央区港３丁目３番20号
債務者　神門　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３９号
福岡市南区長住７丁目28番５号
債務者　木原　正浩
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目１番８号ニューハイツ早見Ｂ―202号
債務者　坂口　　修
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９４号
福岡市中央区春吉２丁目８番13号
債務者　山内　教幸
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７００号
福岡県大野城市下大利団地19番105号
債務者　永野　　崇
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０１号
福岡県大野城市下大利団地19番105号
債務者　田中　聖子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０４号
福岡市博多区光丘町３丁目５番18―105号
債務者　松永久美子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０６号
福岡市中央区清川２丁目４番７―202号
債務者　岡上　慶治
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７０７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原340番地３石川第２アパート202号
債務者　池田　　力
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１１号
福岡市早良区室見２丁目13番36号
債務者　深田　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１３号
福岡市城南区別府５丁目10番16―205号
債務者　梅崎　秀樹
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１４号
福岡市南区向野１丁目３番５号
債務者　乾　　策子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１６号
福岡県筑紫野市大字西小田929番地７
債務者　香月　一男
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２０号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　甲斐　隆一
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３９号
福岡市東区土井１丁目７番22―205号
債務者　立川　孝行
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部